（木曽川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十五条　（略）

2～15　（略）

16　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、犬山頭首工管理所、中勢支所及び長良川支所を置く。

（南部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十三条　（略）

2～18　（略）

19　南部九州土地改良調査管理事務所に、鹿児島支所、薩摩支所及び一ツ瀬川支所を置く。

（監査室並びに業務改革推進専門官、広報官、監査官及び管理官）

第三百八十六条　林政課に、監査室並びに業務改革推進専門官一人、広報官一人、監査官五人及び管理官六人を置く。

2・3　（略）

4　業務改革推進専門官は、林野庁の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5～7　（略）

（木材製品技術室及び木材専門官）

第三百八十九条　木材産業課に、木材製品技術室及び木材専門官四人を置く。

2～4　（略）

（計画保全部に置く課等）

第四百三十条　計画保全部に、次の三課及び森林生態系保全センター（北海道森林管理局、東北森林管理局、関東森林管理局及び九州森林管理局に限る。）並びに林地保全企画官、流域管理指導官、野生鳥獣管理指導官、治山技術専門官及び専門官それぞれ一人を置く。

計画課

保全課

治山課

2　（略）

（林地保全企画官の職務）

第四百四十六条　林地保全企画官は、盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に伴う災害の防止に関する事項その他の災害対策に係る林地保全に配慮した森林施業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第四百四十六条の二・第四百四十六条の三　（略）

（船舶管理室並びに業務改革推進専門官、情報管理専門官、管理官、危機管理・災害対応専門官、船舶管理官及び船員管理官）

第五百三十一条　漁政課に、船舶管理室並びに業務改革推進専門官、情報管理専門官一人、管理官三人、危機管理・災害対応専門官一人、船舶管理官一人及び船員管理官一人を置く。

2・3　（略）

4　業務改革推進専門官は、水産庁の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5～9　（略）

（木曽川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十五条　（略）

2～15　（略）

16　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、犬山頭首工管理所、中勢支所、青蓮寺支所、宮川支所及び長良川支所を置く。

（南部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十三条　（略）

2～18　（略）

19　南部九州土地改良調査管理事務所に、鹿児島支所及び薩摩支所を置く。

（監査室並びに広報官、監査官及び管理官）

第三百八十六条　林政課に、監査室並びに広報官一人、監査官五人及び管理官六人を置く。

2・3　（略）

（新設）

4～6　（略）

（木材製品技術室及び木材専門官）

第三百八十九条　木材産業課に、木材製品技術室及び木材専門官五人を置く。

2～4　（略）

（計画保全部に置く課等）

第四百三十条　計画保全部に、次の三課及び森林生態系保全センター（北海道森林管理局、東北森林管理局、関東森林管理局及び九州森林管理局に限る。）並びに流域管理指導官、野生鳥獣管理指導官、治山技術専門官及び専門官それぞれ一人を置く。

計画課

保全課

治山課

2　（略）

（新設）

第四百四十六条・第四百四十六条の二　（略）

（船舶管理室並びに情報管理専門官、管理官、危機管理・災害対応専門官、船舶管理官及び船員管理官）

第五百三十一条　漁政課に、船舶管理室並びに情報管理専門官一人、管理官三人、危機管理・災害対応専門官一人、船舶管理官一人及び船員管理官一人を置く。

2・3　（略）

（新規）

4～8　（略）